

令和 4 年

上尾市議会 3 月定例会議案

情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 1 号	令和 3 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 4 号）……………	別冊
議案第 2 号	令和 3 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算（ 第 4 号）……………	別冊
議案第 3 号	令和 3 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案第 4 号	令和 3 年度上尾市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 2 号）……………	別冊
議案第 5 号	令和 4 年度上尾市一般会計予算……………	別冊
議案第 6 号	令和 4 年度上尾市国民健康保険特別会計予算……………	別冊
議案第 7 号	令和 4 年度上尾市介護保険特別会計予算……………	別冊
議案第 8 号	令和 4 年度上尾市後期高齢者医療特別会計予算……………	別冊
議案第 9 号	令和 4 年度上尾市水道事業会計予算……………	別冊
議案第 1 0 号	令和 4 年度上尾市公共下水道事業会計予算……………	別冊
議案第 1 1 号	上尾市情報公開条例及び上尾市個人情報保護条例の 一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 1 2 号	上尾市不登校対策推進委員会条例の制定について……………	2
議案第 1 3 号	上尾市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条 例の制定について……………	5
議案第 1 4 号	上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 の一部を改正する条例の制定について……………	6
議案第 1 5 号	上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について……………	1 0
議案第 1 6 号	上尾市地球温暖化対策基金条例の制定について……………	1 2
議案第 1 7 号	上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	1 4
議案第 1 8 号	上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の 制定について……………	1 6
議案第 1 9 号	上尾市こども医療費支給条例の一部を改正する条例 の制定について……………	1 9
議案第 2 0 号	上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正 する条例の制定について……………	2 1

議案第 2 1 号	上尾市バーベキュー場条例の一部を改正する条例の 制定について……………	2 4
議案第 2 2 号	上尾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 5
議案第 2 3 号	工事請負契約の変更契約の締結について……………	2 7
議案第 2 4 号	専決処分の承認を求めることについて……………	2 8
議案第 2 5 号	市道路線の認定について……………	3 3
議案第 2 6 号	公平委員会委員の選任について……………	3 4
議案第 2 7 号	農業委員会委員の任命について……………	3 5
議案第 2 8 号	農業委員会委員の任命について……………	3 6
議案第 2 9 号	農業委員会委員の任命について……………	3 7
議案第 3 0 号	農業委員会委員の任命について……………	3 8
議案第 3 1 号	農業委員会委員の任命について……………	3 9
議案第 3 2 号	農業委員会委員の任命について……………	4 0
議案第 3 3 号	農業委員会委員の任命について……………	4 1
議案第 3 4 号	農業委員会委員の任命について……………	4 2
議案第 3 5 号	農業委員会委員の任命について……………	4 3
議案第 3 6 号	農業委員会委員の任命について……………	4 4
議案第 3 7 号	農業委員会委員の任命について……………	4 5

議案第 1 1 号

上尾市情報公開条例及び上尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市情報公開条例及び上尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市情報公開条例及び上尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(上尾市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 上尾市情報公開条例（平成 1 1 年上尾市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 9 項」に改める。

(上尾市個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 上尾市個人情報保護条例（平成 1 1 年上尾市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、同法において規定していた独立行政法人等の定義が個人情報の保護に関する法律に定義されたことに伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 1 2 号

上尾市不登校対策推進委員会条例の制定について
上尾市不登校対策推進委員会条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市不登校対策推進委員会条例

(設置)

第 1 条 不登校児童生徒に対する対策を総合的かつ効果的に推進するため、
上尾市不登校対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「不登校児童生徒」とは、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難であるとして、
相当の期間学校を欠席する児童又は生徒をいう。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に
応じ、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 上尾市不登校対策基本方針（本市における不登校児童生徒に対する対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針をいう。）の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 児童及び生徒の不登校の状況及び課題に関すること。
- (3) 不登校児童生徒に対する相談、指導及び支援体制の整備に関すること。
- (4) 学校と家庭、関係機関等との連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不登校児童生徒に対する対策に関し教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 1 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 上尾市立小学校及び中学校の校長を代表する者
- (3) 不登校児童生徒に対する対策に携わっている担当教諭を代表する者
- (4) 相談員として不登校児童生徒又はその保護者から相談を受けた経験の

ある者

(5) 上尾市立小学校及び中学校の保護者を代表する者

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、

委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第19号を次のように改める。

(19) 不登校対策推進委員会委員

別表第1の19の項を次のように改める。

19	不登校対策推進委員会	
	委員長	月額 11,000円
	委員	月額 10,000円

提案理由

不登校児童生徒に対する対策を総合的かつ効果的に推進するため、教育委員会の附属機関として上尾市不登校対策推進委員会を設置したいので、この案を提出する。

議案第 13 号

上尾市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

上尾市子ども・子育て会議条例（平成 25 年上尾市条例第 31 号）の一部
を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「18 人」を「20 人」に改め、同条第 2 項第 5 号及び第
6 号中「子ども・子育て支援」の次に「又は子どもの貧困対策」を加える。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

上尾市子どもの貧困対策計画の策定に伴い、本市における子どもの貧困
対策を計画的に推進していくため、上尾市子ども・子育て会議を組織する
委員の定数及び構成を改めたいので、この案を提出する。

議案第14号

上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和4年2月18日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例

上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年上尾市条例
第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第3項」の次に「及び第14条第2項第6号の3」
を、「者として規則で定める者」の次に「若しくは配偶者の子又は届出をし
ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者若しくは職員と性別が同一であ
る者で当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む
関係を有すると認められるものの子」を加え、「以下この条、第14条第2
項及び別表において」を「第14条第2項第6号の3及び別表を除き、以下」
に改め、「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情
にある者又は職員と性別が同一である者で当該職員と婚姻関係と異ならない
程度の実質を備える社会生活を営む関係を有すると認められるものを含む。
以下同じ。）」を、「子の親」の次に「（当該子との間において事実上親と
同様の関係にあると認められる者を含む。）」を加え、同条第4項中「第3
項」の次に「及び第14条第2項第6号の3」を、「者として規則で定める
者」の次に「若しくは配偶者の子又は届出をしないが事実上婚姻関係と同様
の事情にある者若しくは職員と性別が同一である者で当該職員と婚姻関係と
異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係を有すると認められるも
のの子」を加え、「以下この条、第14条第2項及び別表において」を「第
14条第2項第6号の3及び別表を除き、以下」に改め、「配偶者」の次に
「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は職員と性別が
同一である者で当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生
活を営む関係を有すると認められるものを含む。以下同じ。）」を、「子の

親」の次に「（当該子との間において事実上親と同様の関係にあると認められる者を含む。）」を加える。

第14条第2項第6号の次に次の2号を加える。

(6)の2 職員が配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 規則で定める期間内において2日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し2日を超えない範囲内で規則で定める期間）の範囲内の期間

(6)の3 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後規則で定める日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（第8条の2第1項に規定する子をいう。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内において5日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し5日を超えない範囲内で規則で定める期間）の範囲内の期間

第14条第2項第7号中「男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員が」を「規則で定める者が職員が」に改め、同項第9号中「期間」の次に「（第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者その他の職員との間において事実上親族と同様の関係にあると認められる者として規則で定める者が死亡した場合にあっては、規則で定める期間）」を加え、同項第10号中「父母」の次に「（届出をしないが事実上父若しくは母と婚姻関係と同

様の事情にある者又は父若しくは母と性別が同一である者で当該父若しくは母と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係を有すると認められるものを含む。別表を除き、以下同じ。）」を加え、同項第14号中「（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）」を削り、同項第15号を次のように改める。

- (15) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し5日（当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲内で規則で定める期間）の範囲内の期間

第14条第2項第15号の2中「市規則で」を「規則で」に改め、同項第19号中「親族」の次に「（第8条の2第1項において配偶者に含まれるものとされる者の3親等以内の血族を含む。）」を加える。

第15条第1項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「、配偶者の父母その他」を「その他の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「新条例」という。）第8条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする請求による深夜勤務及び時間外勤務の制限について適用し、施行日前にした請求による深夜勤務及び時間外勤務の制限については、なお従前の例による。
- 3 新条例第14条第2項（第6号の2及び第6号の3を除く。）の規定は、施行日以後に新条例第17条の規定により承認を受ける特別休暇について適用し、施行日前にこの条例による改正前の上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「旧条例」という。）第17条の規定により

承認を受けた特別休暇については、なお従前の例による。

- 4 新条例第14条第2項第6号の2及び第6号の3の規定は、施行日以後の出産について適用する。
- 5 旧条例第14条第2項第15号の規定は、施行日前の出産については、なお従前の例による。
- 6 新条例第15条第1項の規定は、施行日以後に新条例第17条の規定により承認を受ける介護休暇について適用し、施行日前に旧条例第17条の規定により承認を受けた介護休暇については、なお従前の例による。

提案理由

市職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を図るため、不妊治療休暇を特別休暇として新設する等の措置を講じるほか、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 15 号

上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上尾市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年上尾市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第 15 条第 3 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 19 条を第 20 条とし、第 18 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出及び育児休業の請求に係る措置等）

第 19 条 任命権者は、職員からの当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これらに準ずる事実の申出及び育児休業の請求が円滑に行われるよう勤務環境の整備に関し必要な措置等を講じなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市職員の育児休業等に関する条例（以下「新条例」という。）第 2 条及び第 15 条の規定は、この条例の施行の日以後にする育児休業及び部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）について適用し、同日前にした育児休業及び部分休業については、なお従前の例による。

提案理由

市職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を図るため、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するほか、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第16号

上尾市地球温暖化対策基金条例の制定について
上尾市地球温暖化対策基金条例を次のように定める。

令和4年2月18日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市地球温暖化対策基金条例

(設置)

第1条 地球温暖化対策（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第2項に規定する地球温暖化対策をいう。第6条において同じ。）に関する事業に要する経費の財源に充てるため、上尾市地球温暖化対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 前条の目的のための寄附金の額
- (2) 前号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算（第4条及び第6条において「予算」という。）で定める額の範囲内の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、地球温暖化対策に関する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分するこ

とができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地球温暖化対策に関する事業に要する経費の財源に充てるため、上尾市地球温暖化対策基金を設置したいので、この案を提出する。

議案第 17 号

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市民体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例

上尾市民体育館条例（昭和 54 年上尾市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 団体利用の場合の利用料金

（単位：円）

利用区分／利用単位			利用料金の額				
			午前	午後 1	午後 2	夜間	全日
アリーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	一般・学生	6,400	6,400	6,400	6,400	25,600
		児童・生徒	3,200	3,200	3,200	3,200	12,800
	その他の場合	平日	9,200	9,200	9,200	9,200	36,800
		土曜日・日曜日・休日	13,800	13,800	13,800	13,800	55,200
卓球室		一般・学生	1,500	1,500	1,500	1,500	6,000
		児童・生徒	750	750	750	750	3,000
体力相談室兼トレーニング室		一般・学生	1,400	1,400	1,400	1,400	5,600
		児童・生徒	700	700	700	700	2,800
柔道場		一般・学生	1,600	1,600	1,600	1,600	6,400
		児童・生徒	800	800	800	800	3,200
剣道場		一般・学生	1,600	1,600	1,600	1,600	6,400
		児童・生徒	800	800	800	800	3,200
弓道場		一般・学生	2,000	2,000	2,000	2,000	8,000
		児童・生徒	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
会議室兼スタジオ			600	600	600	600	2,400
庭球場（1面につき）		一般・学生	1時間につき 600				
		児童・生徒	1時間につき 300				
附属設備			市長が別に定める額				

別表 2 の表弓道場の項及び庭球場（1面につき）の項を次のように改める。

弓道場	一般・学生	250	250	250	250
	児童・生徒	100	100	100	100
庭球場（1面につき）	一般・学生	1時間につき600			
	児童・生徒	1時間につき300			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の上尾市民体育館条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和5年4月1日以後の上尾市民体育館の施設等（新条例第2条第1号に規定する施設等をいう。以下同じ。）の利用に係る利用料金の額について適用し、同日前の上尾市民体育館の施設等の利用に係る利用料金の額については、なお従前の例による。

提案理由

指定管理者の指定の期間が令和5年4月1日から新たに開始することに伴い、上尾市民体育館の維持管理に要する費用を算出し、受益者負担割合を勘案した上で、施設の利用に係る利用料金の額を改めたいので、この案を提出する。

議案第18号

上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月18日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例

上尾市平塚サッカー場条例（平成17年上尾市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（第11条に規定する指定管理者をいう。次条、第4条第1項及び第3項、第6条並びに第7条において同じ。）は、事情により、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者は、事情により、教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

第4条第1項及び第3項並びに第6条（見出しを含む。）中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第7条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市は」を「市又は指定管理者は」に改める。

第8条から第10条までを削る。

第11条中「第7条第1項」を「前条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第12条を第9条とし、第13条を第10条とする。

第14条を第17条とし、第10条の次に次の6条を加える。

（指定管理者による管理）

第11条 平塚サッカー場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第12条 指定管理者が行う管理の業務は、平塚サッカー場の利用に関する業務、平塚サッカー場の設備及び物品の維持管理に関する業務その他の平塚サッカー場の管理の業務とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、次に掲げる基準により、平塚サッカー場の管理の業務を行わなければならない。

- (1) この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則その他関係する法令、条例、規則及び教育委員会規則の規定を遵守し、適正に平塚サッカー場の運営を行うこと。
- (2) 平塚サッカー場の設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 前条の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(利用料金)

第14条 利用権利者は、第4条第1項の規定による利用の許可を受ける際に、その利用に関し利用料金（地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 第1項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第16条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

- (1) 平塚サッカー場の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、平塚サッカー場を利用することができないとき。

別表中「（第8条関係）」を「（第14条関係）」に改め、同表使用料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第3号及び第4号中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の上尾市平塚サッカー場条例の規定により上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がした利用の許可その他の処分（施行日以後の利用に係るものに限る。）又は教育委員会に対してされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者（この条例による改正後の上尾市平塚サッカー場条例（以下「新条例」という。）第11条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行うこととなる業務に係るものに限る。）は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

提案理由

上尾市平塚サッカー場の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせるものとしたいので、この案を提出する。

議案第 19 号

上尾市こども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市こども医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市こども医療費支給条例の一部を改正する条例

上尾市こども医療費支給条例（昭和 48 年上尾市条例第 23 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「15 歳」を「18 歳」に改め、同条第 2 号中エをオとし、
ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設に入所しているこ
どもその他の法令による措置により当該法令に定める施設等に入所し
ているこどもであって、当該法令に基づき、当該こどもに係る一部負
担金の全額を、国又は地方公共団体に負担される状態となったもの

第 2 条第 4 号中「第 4 条」を「第 4 条第 1 項」に改める。

第 3 条中「一部負担金」の次に「（医療機関等において医療を受けた対象
となるこどもが 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する
日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるこどもである場合にあっては、入
院に係る一部負担金に限る。）」を加える。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の場合において、対象となるこどもがその主たる生計維持者である
親権を行う者、未成年後見人その他の者と同居していない場合であって市
長が必要と認めるときは、当該対象となるこどもと同居し、現に監護して
いる親権を行う者、未成年後見人その他の者を保護者とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正
規定（同条第 1 号中「15 歳」を「18 歳」に改める部分を除く。）及び
第 4 条に 1 項を加える改正規定並びに附則第 3 項の規定は、公布の日から
施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市子ども医療費支給条例（以下「新条例」という。）第2条第1号及び第3条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療に係る医療費の支給について適用し、施行日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新条例の規定による子ども医療費（新条例第3条に規定する子ども医療費をいう。）の支給に関し必要な受給資格の認定その他の行為は、施行日前においても、新条例第4条及び第5条第1項の規定の例により行うことができる。

提案理由

子育てをする保護者の経済的な負担を一層軽減するため、入院に係る子ども医療費の支給を18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大するほか、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 20 号

上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

上尾市重度心身障害者医療費支給条例（昭和 48 年上尾市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号ク中「第 2 項又は第 55 条の 2」を「第 2 項（同法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）又は同条第 1 項」に改める。

第 4 条の見出しを「（重度心身障害者医療費の支給）」に改め、同条第 2 項中「対象者」を「登録者」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「対象者」を「登録者」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

市長は、次条の規定により受給資格の登録を受けた対象者（以下「登録者」という。）に対し、重度心身障害者医療費の支給を行うものとする。

第 5 条中「又はその保護者」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（所得制限等）

第 5 条の 2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長は、登録者の前年（前条の規定により 1 月から 9 月までの間に新たに登録を受けた場合にあつては、前々年）の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。以下この条において「政令」という。）第 7 条に規定する額を超えた場合は、規則で定める期間、当該登録者（規則で定める者を除く。）に対し、重度心身障害者医療費の支給を行わない。この場合において、当該所得の範囲は政令第 4 条に規定する所得の範囲とし、その額の計算方法は政令第 5 条の規定の例による。

第 6 条の見出し中「受給資格証」を「受給資格証等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

市長は、次の各号に掲げる者に対し、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書面を交付するものとする。

- (1) 第4条第1項の規定により重度心身障害者医療費の支給を受ける登録者（前条の規定により重度心身障害者医療費の支給を受けない登録者を除く。以下「受給者」という。） 受給者であることを証する書面（次条において「受給資格証」という。）
- (2) 前条の規定により重度心身障害者医療費の支給を受けない登録者 この条例による重度心身障害者医療費の支給を停止した旨を記載した通知書

第6条第2項中「前条」を「第5条」に、「第3条第1項に規定する対象者」を「対象者」に改める。

第7条中「被保険者証、組合員証又は加入者証を提出する」を「電子資格確認等（医療保険各法に規定する電子資格確認等をいう。）により、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であることの確認を受ける」に改める。

第9条中「受給者」を「登録者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号ク及び第7条の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の上尾市重度心身障害者医療費支給条例（以下「新条例」という。）第5条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける療養に要した費用に係る重度心身障害者医療費の支給（新条例第3条第1項に規定する重度心身障害者医療費の支給をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に受けた療養に要した費用に係る重度心身障害者医療費の支給については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例の規定による重度心身障害者医療費の支給に関し必要な受給資格の登録その他の行為は、施行日前においても、新条例第5条及び第6条第1項の規定の例により行うことができる。

提案理由

制度の対象者を真に経済的負担の軽減が必要な低所得者とするため、所得制限を導入するほか、個人番号カードを健康保険証として利用できるようにするための規定を整備したいので、この案を提出する。

議案第 2 1 号

上尾市バーベキュー場条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市バーベキュー場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市バーベキュー場条例の一部を改正する条例

上尾市バーベキュー場条例（平成 1 3 年上尾市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（利用することができる者）

第 3 条 バーベキュー場を利用することができる者は、団体にあつては市内に居住し、又は在勤し、若しくは在学している者（以下この条において「市内居住者等」という。）で 1 8 歳以上のものが代表者であるものとし、個人にあつては市内居住者等で 1 8 歳以上のものとする。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

民法の一部改正に伴い、成年となる年齢が引き下げられるため、上尾市バーベキュー場を利用することができる者の年齢を同様に引き下げたいので、この案を提出する。

議案第 2 2 号

上尾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

上尾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 2 年上尾市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「4 5 歳未満」を削る。

第 4 条第 2 号中「第 6 条」を「第 7 条」に改める。

第 1 5 条を第 1 6 条とし、第 1 2 条から第 1 4 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

（報酬）

第 1 2 条 団員に支給する報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、次の各号に掲げる団員の階級の区分に応じ、当該各号に定める額の年額報酬を支給する。

- (1) 団長 年額 1 4 万 1, 0 0 0 円
- (2) 副団長 年額 1 1 万 8, 0 0 0 円
- (3) 分団長 年額 7 万 5, 5 0 0 円
- (4) 副分団長 年額 6 万 4, 0 0 0 円
- (5) 部長 年額 5 万 7, 0 0 0 円
- (6) 班長 年額 5 万 2, 0 0 0 円
- (7) 団員 年額 4 万 7, 5 0 0 円

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項各号に定める額について、それぞれの勤務した期間に応じて日割により計算した額の報酬を支給する。

- (1) 年度の中途において、新たに団員となり、若しくは団員が退職し、又は休団した場合

(2) 年度の中途において、年額報酬の額の異なる階級に異動した場合

4 団員が災害の発生又は警戒若しくは訓練のため出動した場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の出動報酬を支給する。

(1) 災害の発生のため出動した場合 1日につき8,000円(1日の出動時間の合計が4時間に満たない場合にあつては、4,000円)

(2) 警戒又は訓練のため出動した場合 1日につき2,000円

第11条を削り、第10条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条第2項第1号中「前条第1号」を「第4条第1号」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(休団)

第5条 消防団の活動に長期間従事することができない団員は、3年を超えない範囲内で、消防団の活動の休止(以下「休団」という。)をすることができる。

2 団員が休団をしようとするときは、あらかじめ、団長にあつては市長、団長以外の団員にあつては団長の承認を受けなければならない。

3 休団をしている団員には、その期間、報酬を支給しない。

4 第2項の規定は、休団をしている団員が復帰しようとする場合について準用する。

5 休団をしている団員が復帰したときの階級は、当該休団をした日に当該団員が属していた階級とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

消防団員に出動報酬を支給するほか、消防団員の任命要件の年齢制限の上限を撤廃するとともに、消防団員の休団制度を設けたいので、この案を提出する。

議案第 23 号

工事請負契約の変更契約の締結について

浅間川都市下水路改修工事に関する工事請負契約（令和 3 年 9 月 30 日議決第 105 号）を下記のとおり変更する契約を締結することについて、議決を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

1	変更前の契約金額	200,376,000円
2	変更後の契約金額	203,074,300円
3	今回変更による増額	2,698,300円

提案理由

浅間川都市下水路改修工事における仮設工の見直しに伴い、当該工事の契約金額を変更する契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

議案第 24 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 3 年度上尾市一般会計補正予算（第 13 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

電気料金の高騰により一般競争入札が成立しなかった上尾市西貝塚環境センターの電力購入契約を再度の入札に付するため、当該契約に係る債務負担行為をすることができる限度額を増額して計上した令和 3 年度上尾市一般会計補正予算（第 13 号）を緊急に編成する必要が生じ、令和 4 年 2 月 4 日専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

令和3年度上尾市一般会計補正予算(第13号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年2月4日

上尾市長 島山 稔

令和3年度上尾市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 債務負担行為補正

(変更)

単位：千円

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
西貝塚環境センター電力購入	令和3年度から令和4年度まで	15,032	補正前と同じ	28,193

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
西貝塚環境センター電力購入	28,193	—	—	4	28,193					28,193

議案第 25 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
21904号線	上尾市老丁目東29番地先	上尾市老丁目東29番地先	
21905号線	上尾市老丁目東31番地先	上尾市老丁目東31番地先	
31200号線	上尾市大字平塚字荒井1672番地先	上尾市大字平塚字荒井1672番地先	
51147号線	上尾市大字上尾下字長橋838番地先	上尾市大字上尾下字長橋838番地先	
51148号線	上尾市大字平塚字前103番地先	上尾市大字平塚字前103番地先	
51149号線	上尾市大字瓦葺字荒神前1970番地先	上尾市大字瓦葺字荒神前1940番地先	

提案理由

都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第 26 号

公平委員会委員の選任について

上尾市公平委員会委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

河 原 塚 貴 美 代

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

公平委員会委員河原塚貴美代氏の任期は、令和 4 年 3 月 31 日で満了となるが、同氏を再び選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案第 27 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○○

今 川 修 一

○○○○○○○○○○

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和 4 年 4 月 2 日で満了となるため、今川修一氏を再び任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 28 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○○

新 木 英 男

○○○○○○○○○○○○

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和 4 年 4 月 2 日で満了となるため、新木英男氏を再び任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 29 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

内 田 栄 作

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和 4 年 4 月 2 日で満了となるため、内田栄作氏を再び任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 30 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

藤 波 貢

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和 4 年 4 月 2 日で満了となるため、藤波貢氏を再び任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 3 1 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○○

平 野 修 一

○○○○○○○○○○

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和 4 年 4 月 2 日で満了となるため、平野修一氏を再び任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 3 2 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

黒 須 邦 昭

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和 4 年 4 月 2 日で満了となるため、黒須邦昭氏を再び任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 33 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

山 岸 進

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和 4 年 4 月 2 日で満了となるため、山岸進氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 3 4 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○○

安 藤 敏 男

○○○○○○○○○○

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和 4 年 4 月 2 日で満了となるため、安藤敏男氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 35 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

鈴 木 智 一

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和 4 年 4 月 2 日で満了となるため、鈴木智一氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 36 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

千 葉 ふ み 子

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和 4 年 4 月 2 日で満了となるため、千葉ふみ子氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 37 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

藤 倉 利 則

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、令和 4 年 4 月 2 日で満了となるため、藤倉利則氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

